

監査指摘事項の措置状況通知書

経済観光部

平成26年度（No.2）監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
経済総務課	(1) 支出に関する事務 ア 桜岡地域ブランド化推進事業委託において，委託料を毎月の実績報告によって確定し支出しているが，契約の相手方から報告のあった当該委託事業の対象となる経費の額を誤って計算し検査を行ったことにより，相手方からの請求が過少となり，1件1円の未払いがあった。	事業終了時に最終月の委託料とともに過少分を支出し，解消している。	平成26年 12月26日

【意見，要望事項に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
契約書は，その契約が契約当事者双方の合意に基づき成立していることを証する重要な文書であるが，締結伺起案で意思決定した契約書案と異なり，仕様書の添付を省略するなどして契約書を作成しているものが複数見受けられたことから，決定事項を厳に遵守する事務処理を徹底されたい。（経済総務課，産業振興課）	今後，適正な契約事務の執行に努めるよう部内通知するとともに，部長から全課長に対し同様の指示を直接行った。

監査指摘事項の措置状況通知書

都市建築部

平成26年度（No.2）監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
住宅課	(2) 契約に関する事務 ア 市営住宅団地給水設備保守管理等業務委託（その5）等で、市の再委託の承諾を得ていない業者が業務を行っているものがあった。	平成26年度の業務履行にあたっては、平成26年4月1日に再委託の承諾を得ていない業者から再委託承諾願を提出させている。 指摘を受け、改めて周知を行い適正な事務処理の徹底を図った。	平成26年 11月28日

【意見, 要望事項に対する考え方等】

意見, 要望事項	考え方等
なし。	

監査指摘事項の措置状況通知書

学校教育部

平成26年度 (No.2) 監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
教育政策課, 学務課	<p>(2) 契約に関する事務</p> <p>ア 消防用設備点検及び消火器更新業務(その6)委託等に伴う積算において, 機器の点検回数を誤ったこと等により, 積算が過大となっていた。</p> <p>なお, 結果として契約金額に影響はなかった。</p>	<p>平成27年度契約時には, 複数での確認を行う等により, 適正な事務処理に努めた。</p>	<p>(教育政策課)</p> <p>平成27年7月24日</p> <p>(学務課)</p> <p>平成27年3月9日</p>
教育政策課	<p>イ 自動扉保守点検業務委託で, 3か月の実施期間に係る検査に当たり, 定期点検を実施した1か月分の実績報告書しか提出されていないにもかかわらず, 当該全期間について検査調書を作成していた。</p>	<p>平成26年10月1日~平成26年12月31日の業務から, 3か月分の実績報告書を提出させるよう対応を改めている。</p>	<p>平成27年1月9日</p>
朝日小学校, 旭川第3小学校, 愛宕中学校	<p>(3) 学校に係る事務</p> <p>ア 学校敷地内に設置されている電柱等で, 使用者に対する行政財産の目的外使用許可の手続がなされていないものがあった。</p>	<p>旭川第3小(電柱, 灯油タンク)は, 平成27年3月13日に手続きが終了している。</p> <p>愛宕中学校(ゴミステーション)は, 平成27年3月31日に手続きが終了している。</p> <p>朝日小学校(看板)は, 監査指摘後に撤去している(平成27年3月13日学校に電話確認済み)。</p>	<p>平成27年3月13日</p> <p>平成27年3月31日</p>

【意見，要望事項に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
なし。	

監査指摘事項の措置状況通知書

農政部

平成26年度（No.2）監査結果報告書 公の施設の指定管理者監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
農政課 (江丹別産業開発株式会社(江丹別若者の郷))	(1) 団体に関する事項 ア 指定管理業務基本協定第5条では、管理運営に係る会計は独立した区分経理を行わなければならないとされているが、経費の収支報告書の人件費及び市民農園の項目に計上された807,000円の支出について、指定管理者会計区分による伝票処理がされておらず、区分経理が適正に行われていなかった。	平成26年10月6日付けで指定管理者から事業報告書の差し替え依頼があり、経費の収支報告書の支出金額誤りについては正しい支出額に訂正済である。 平成27年度から収支状況を明示する新たな会計帳簿を備え付け運用しており、毎月の収支を明瞭化し、報告誤りが発生しないよう管理している。	平成27年 4月1日
	イ 自主事業に係る収支について、参加者が負担している参加料の収入報告がないことなど収支の実態が不明瞭なことから、経費の収支報告書に総額を表示するよう検討されたい。	平成27年度から収支状況を明示する新たな会計帳簿を備え付け運用しており、自主事業経費にかかる総額を収支報告書に表示している。	平成27年 4月1日
	(2) 所管部局（農政部）に関する事項 ア 事業報告書の管理に係る経費の収支状況では、区分経理が適正に行われていなかったほか、自主事業に係る収支の実態が不明瞭であったことから、指定管理業務に係る会計の透明性を確保するためにも、収支状況に計上されている経費の内容等の十分な把握に努められたい。	指定管理業務基本協定第7条に規定する管理業務の必要な指示として、平成27年度から収支状況を明示する新たな会計帳簿を作成、運用しており、報告数値の誤りや不適切な会計処理が発生しないよう努め、疑義があるものについて適時把握できるよう管理している。	平成27年 4月1日

課名	指摘事項	措置状況	改善, 検討等の年月日
	<p>イ 施設の管理運営に当たっては、利用者の利便性や安全性の向上を図るためにも、指定管理者事業計画書にある避難マップの作成など、実施状況を確認しながら各事業が適切に進められるよう団体に指導されたい。</p>	<p>指定管理者に対し、避難マップの作成について指導を行い、平成27年9月に完成した。その他、各事業が適切に行われるよう適宜指導を行う。</p>	<p>平成27年9月11日</p>

【意見, 要望事項に対する考え方等】

意見, 要望事項	考え方等
なし。	

監査指摘事項の措置状況通知書

経済観光部

平成26年度（No.2）監査結果報告書 出資団体監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
	なし。		

【意見，要望事項に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
<p>共済給付金については，共済事由が発生した日から一年以内を請求期限としているが，給付金請求書で請求年月日が記入されていないものが多数見受けられたことから，適正な給付金の支払いのためにも遺漏なく審査を実施するよう努められたい。（経済総務課（一般財団法人旭川市勤労者共済センター））</p>	<p>請求書の精査をし，是正した。 団体にて，担当職員に対し，給付金請求書に基づく受付作業を行う際に同請求書の日付が正しく記載されているか確認するよう徹底した。</p>

監査指摘事項の措置状況通知書

経済観光部

平成26年度（No.2）監査結果報告書 出資団体監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
経済総務課（一般財団法人旭川市勤労者共済センター）	<p>(1) 団体に関する事項</p> <p>ア 企業会計原則では、仮払金、仮受金等の仮勘定を貸借対照表に記載するには、その性質を示す適当な科目で表示しなければならないとされているが、貸借対照表で仮払金そのまま表示されているほか、会計処理規則細則で貸借対照表に関わる科目として仮勘定が示されていることから、適当な科目での表示となるよう見直しを検討されたい。</p>	<p>今後同様の支払が生じてしまった場合には「助成金過払い」と表記することを公認会計士に再確認した。</p>	平成28年10月4日

【意見，要望事項に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
<p>当団体においては、会費の一定額を共済給付事業に充てる旨を明記しているが、事業の性質上、会員の状況により予定額と実績額に大きな差異が生じるおそれもあることから、規定や周知については会員の誤解を招くことのないよう十分に留意されたい。（経済総務課（一般財団法人旭川市勤労者共済センター））</p>	<p>平成27年6月に発行した加入推進パンフレットに以下のとおり記載した。</p> <p>「給付金の原資は600円の会費のうち360円を充当しています。決算で給付事業の残額が発生した場合は、福利厚生事業に充当しています。」</p>

監査指摘事項の措置状況通知書

学校教育部

平成26年度（No. 2）監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課名	指摘事項	措置状況	改善，検討等の年月日
西神楽中学校	(3) 学校に係る事務 イ 学校敷地において，道路用地への所管換を予定し敷地境界標を設置しているものがあつたが，所管換が行われないまま長期間が経過し境界が実態と整合しない状況であることから，関係部局と協議し，改めて境界の確認を行うよう検討されたい。	道路拡幅工事完了をもって，一連の土地の所管換手続きを行った。また，関係部局と協議し改めて境界の整理を行った。なお，今後，適正な施設管理のため，道路拡幅工事等に伴う工事関係部局から情報提供があつた場合，将来的な土地の所管換の有無等を十分協議するなど再発防止に努める。	平成30年 9月12日

【意見，要望等に対する考え方等】

意見，要望事項	考え方等
考え方等を整理したものはありません。	